

当社原子力発電所における耐震安全性評価実施計画の概要

平成18年9月19日、原子力安全委員会にて「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(以下「新耐震指針」という)が改訂され、これに伴い、9月20日、経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という)から、既設プラントに対する新耐震指針に照らした耐震安全性評価の実施ならびに実施計画書の提出を指示された。

当社は、この指示に基づき、「玄海及び川内原子力発電所の耐震安全性評価実施計画書」を策定し、本日、保安院に提出した。今後、同計画書に基づき、玄海及び川内原子力発電所の耐震安全性評価を実施する。

なお、耐震安全性評価とは別に、「残余のリスク」についても、保安院からの指示に従って評価していく。

1. 評価対象施設

評価対象プラントは、当社の全てのプラント6基とし、そのうち、新耐震指針における耐震重要度分類による「Sクラス」の施設について耐震安全性評価を実施する。また、「Sクラス」の施設に波及的影響を生じさせるおそれのある「Bクラス」および「Cクラス」の施設についても、評価の対象とした。

上記方針に基づき、発電所ごとに選定した評価対象施設は以下のとおり。

(1) 玄海原子力発電所1号及び2号における評価対象設備等

施設等の内訳	対 象 設 備 等
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋, 原子炉補助建屋
機器・配管系	原子炉本体, 原子炉冷却系統設備, 計測制御系統設備, 燃料設備, 放射線管理設備, 原子炉格納施設, 附帯設備
屋外重要土木構造物	海水管ダクト, 取水ピット(海水ポンプ基礎)
地震随件事象	津波, 周辺斜面

(2) 玄海原子力発電所3号及び4号における評価対象設備等

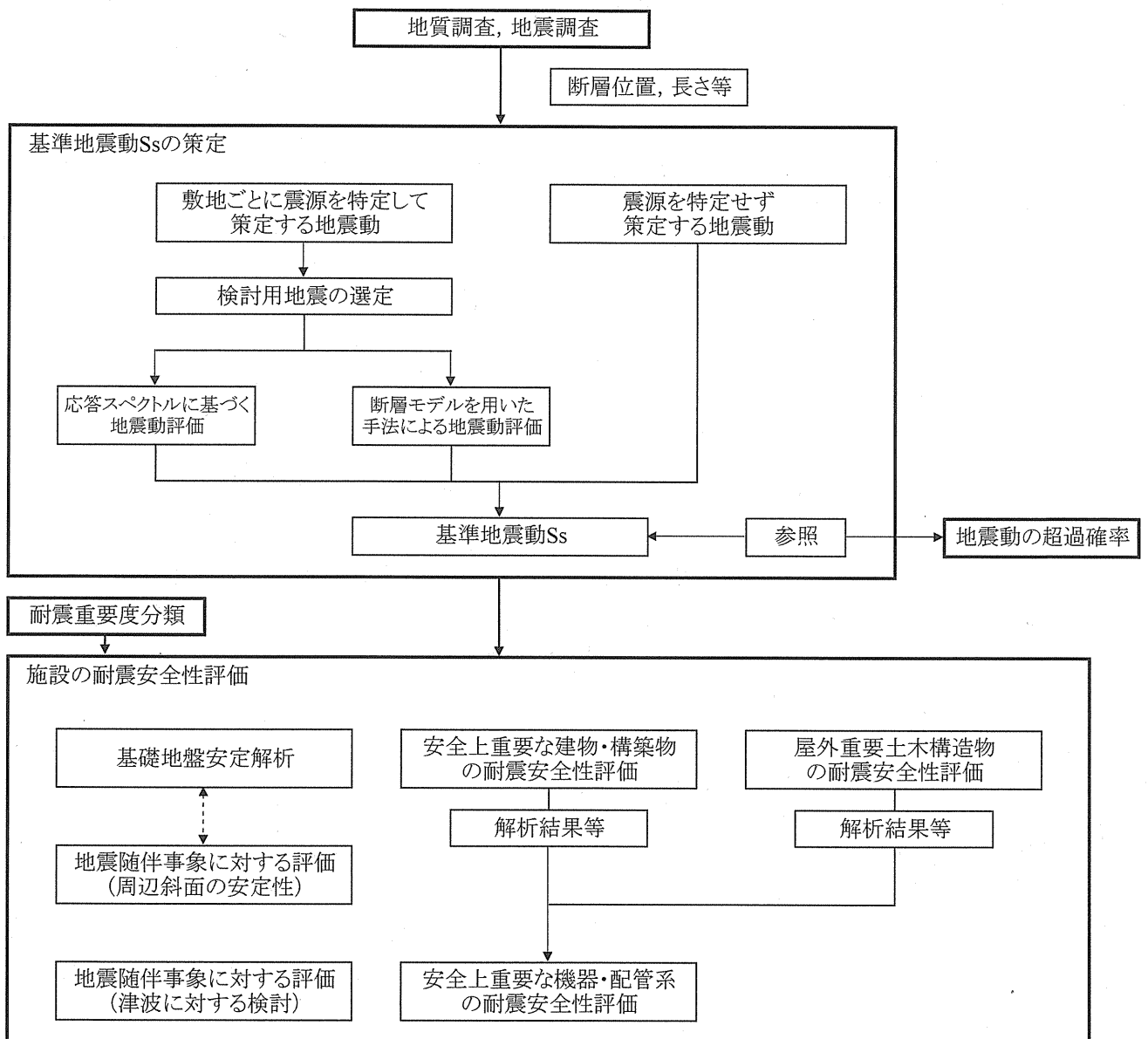
施設等の内訳	対 象 設 備 等
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋, 原子炉補助建屋, 原子炉周辺建屋
機器・配管系	原子炉本体, 原子炉冷却系統設備, 計測制御系統設備, 燃料設備, 放射線管理設備, 原子炉格納施設, 附帯設備
屋外重要土木構造物	海水管ダクト, 取水ピット(海水ポンプ基礎)
地震随件事象	津波, 周辺斜面

(3) 川内原子力発電所1号及び2号における評価対象設備等

施設等の内訳	対 象 設 備 等
基礎地盤	原子炉建屋基礎地盤
建物・構築物	原子炉建屋, 原子炉補助建屋, 燃料取扱建屋
機器・配管系	原子炉本体, 原子炉冷却系統設備, 計測制御系統設備, 燃料設備, 放射線管理設備, 原子炉格納施設, 附帯設備
屋外重要土木構造物	海水管ダクト, 取水ピット(海水ポンプ基礎)
地震随件事象	津波, 周辺斜面

2. 評価手順

評価手順は、保安院の指示に従い、以下の手順により耐震安全性評価を実施する。



3. 実施工程 (予定)

発電所ごとに2～3年程度かけて、耐震安全性評価を実施することとしている。

	工 程			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
玄海原子力発電所 1/2号	地質調査 平成19年9月	耐震安全性評価		平成21年9月
玄海原子力発電所 3/4号	地質調査 平成19年9月	耐震安全性評価		平成21年3月
川内原子力発電所	地質調査 平成19年9月	耐震安全性評価	平成20年12月	

以上